公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３５５号
宮城県岩沼市阿武隈１丁目７番33号　ラフィネタウンＤ101号
債務者　高橋明こと　孫　　明
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６７号
仙台市青葉区通町２丁目２番33―402号
債務者　森田　和明
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
千葉市美浜区高洲１丁目１番８―306号
債務者　金子　泰祥
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５６号
山梨県笛吹市石和町河内1046番地26
債務者　棚澤惠美子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
山梨県甲府市中央２丁目７番27号　ハウスグルック２―Ｃ、前住所山梨県甲府市朝気２丁目４番11号　エルピソ甲府102
債務者　田中　茂男
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
山梨県南アルプス市在家塚2234番地24
債務者　穂坂　恵美
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
山梨県笛吹市石和町唐柏934番地　フレグランスＫ202
債務者　須田　春子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
長野県東御市本海野845番地
債務者　高森　英憲
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８２号
長野県東御市本海野845番地
債務者　高森てるよ
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第９１号
長野県千曲市大字粟佐1614番地１　コーポ桜田202号室
債務者　青木　義明
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１３７号
長野県松本市寿北４丁目４番１号
債務者　齋藤　秀明
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１３８号
長野県塩尻市大字宗賀2039番地３
債務者　小口　英之
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１４３号
長野県松本市大字寿豊丘847番地１　バンコウハイツ205号
債務者　中野　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１３５号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目５番２号
債務者　中川設備こと　中川　和哉
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
奈良県大和郡山市小林町26―３　グリーンハイツ５号、住民票上の住所奈良県生駒市高山町3947番地１
債務者　尾山　智子（旧姓岩倉）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９１号
鳥取県米子市両三柳744番地　コーポ田中202号
債務者　野引由紀子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部